

都監第67号

平成30年8月9日

都城市長 池田 宜永 様

都城市監査委員 新井 克美

都城市監査委員 上之園 誠

都城市監査委員 黒木 優一

平成29年度都城市基金運用状況審査意見について

地方自治法第241条第5項の規定により審査に付された平成29年度都城市各基金の運用状況を示す書類について審査したので、その結果について別添のとおり意見書を提出します。

平成 29 年度都城市基金運用状況審査意見

第1 審査の対象

平成 29 年度 物品調達基金
同 土地開発基金
同 奨学資金貸付基金

第2 審査の期間

平成 30 年 7 月 9 日から同年 8 月 9 日まで

第3 審査の方法

審査に当たっては、審査に付された各基金運用状況報告書と関係帳簿及び証書類との照合・確認を行い、必要に応じて関係職員の説明及び関係資料の提出を求めて、計数の正確性及び事務処理の適否などについて審査を行った。

第4 審査の結果

審査に付された各基金運用状況報告書は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、また、計数も関係帳簿と照合した結果、いずれも基金の額と符合し正確であり、運用についても適正であると認められた。

第5 審査意見

1 物品調達基金

物品調達基金は、物品の集中調達を実施することにより、物品の取得及び管理に関する事務を円滑かつ効率的に行うために設置されたもので、都城市物品調達基金条例（平成 18 年条例第 71 号）第 2 条で、「基金の額は、2,000 万円とする。」と定められている。

本年度末現在高は、預金 26,584,233 円（前年度 22,028,869 円）及び物品 640,133 円（同 590,152 円）で、合計 27,224,366 円（同 22,619,021 円）である。本年度末現在高 27,224,366 円と物品調達基金の額 20,000,000 円との差額 7,224,366 円が本基金の運用益である（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 241 条第 4 項）。

物品調達基金増減表

（単位：円）

区分	前年度末現在高	本年度中増減高		本年度末現在高
		増加	減少	
預金	22,028,869	34,053,062	29,497,698	26,584,233
物品	590,152	26,878,677	26,828,696	640,133
合計	22,619,021	60,931,739	56,326,394	27,224,366

2 土地開発基金

土地開発基金は、公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要のある土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行を図るために設置されたもので、都城市土地開発基金条例（平成 18 年条例第 81 号）第 2 条第 1 項で、「基金の額は、17 億 4,109 万 7,000 円とする。」と定められている。

本年度末現在高は、預金 1,279,839,251 円及び貸付金 461,257,749 円で、合計 1,741,097,000 円である。これらは、前年度末現在高といずれも同額である。

なお、預金の増加額及び減少額は、いずれも 910,316 円で、これは、基金の運用から生じた収益として一般会計に繰り出したものである（地方自治法第 241 条第 4 項）。

本基金については、平成 9 年度以降貸付が行われておらず、12 億円強の資金が本来の目的として活用されていない。基金の原資が一般会計からの繰出金であることに鑑みると、予算の効率的な執行の観点から疑問なしとしない。本基金の見直しを含めた検討が求められよう。

土地開発基金増減表

(単位:円)

区分	前年度末現在高	本年度中増減高		本年度末現在高
		増 加	減 少	
預 金	1,279,839,251	910,316	910,316	1,279,839,251
土 地	0	0	0	0
貸 付 金	461,257,749	0	0	461,257,749
合 計	1,741,097,000	910,316	910,316	1,741,097,000

3 奨学資金貸付基金

奨学資金貸付基金は、都城市奨学金条例（平成 18 年条例第 304 号）により、高等学校生及び高等専門学校生に貸与する奨学金に充てるために設置されたもので、都城市奨学資金貸付基金条例（平成 18 年条例第 305 号）第 2 条第 3 項に基づき、その基金の額は 98,751,461 円である。

前年度末現在高は、預金 85,133,461 円及び貸付金 13,618,000 円で、合計 98,751,461 円である。また、本年度末現在高は、預金 87,461,426 円及び貸付金 11,387,000 円で、合計 98,848,426 円である。

本年度の貸付額は 600,000 円（5 人）であり、また、償還額は 2,831,000 円（53 人）である。

奨学資金貸付基金の本年度の貸付金割合は、11.5% に過ぎない。この割合は、前年度が 13.8%、前々年度が 16.6% となっており、年々減少している。

本基金は、その原資（旧高城町すこやか奨学資金貸付基金条例（平成 9 年高城町条例第 6 号）、旧山田町奨学資金貸与基金条例（平成 17 年山田町条例第 4 号）及び旧高崎町奨学資金貸付基金条例（昭和 50 年高崎町条例第 18 号の各基金））の多くが奨学資金として寄附を受けたものであることに鑑みると、更なる貸付率の向上を図ることは

もとより、合併後 10 年余を経過した現在、貸与希望者のニーズを踏まえた新たな奨学金制度の構築、更には、奨学資金貸付事業以外の本基金の積極的な活用を検討するなど、本基金を最大限に活用することが寄附者の意思に沿うものと考えられる。

このことは、平成 27 年度及び同 28 年度の基金運用状況審査意見においても述べた。本基金の積極的な活用を期待したい。

奨学基金貸付金増減表

(単位:円)

区分	前年度末現在高	本年度中増減高		本年度末現在高
		増加	減少	
預金	85,133,461	2,927,965	600,000	87,461,426
貸付金	13,618,000	600,000	2,831,000	11,387,000
合計	98,751,461	3,527,965	3,431,000	98,848,426